

NO	対象資産	取得期間等	適用期限	税目	特例率	種別	地方税法	市税条例
1	汚水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	なし	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項
2	下水道除害施設	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	なし	固	4/5	課税標準の特例	附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項
3	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した公共施設等	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	5年度分	固・都	3/5 1/2	課税標準の特例	附則第15条第14項	附則第10条の2第3項
4	3のうち、特定都市再生緊急整備地域における公共施設等	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで						
5	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において推進計画に基づき取得された津波対策の用に供する施設等	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで	4年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第21項	附則第10条の2第4項
6	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の避難用部分	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	5年度分	固	2/3	課税標準の特例	附則第15条第22項第1号	附則第10条の2第5項
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設の協定避難用部分	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	5年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第22項第2号	附則第10条の2第6項
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する（建設予定または建設中の）協定避難施設の協定避難用部分	平成30年4月1日から令和9年3月31日まで	5年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第22項第3号	附則第10条の2第7項
9	指定避難施設に付属する避難用備却資産	なし	5年度分	固	2/3	課税標準の特例	附則第15条第23項第1号	附則第10条の2第8項
10	協定避難施設に付属する避難用備却資産	なし	5年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第23項第2号	附則第10条の2第9項
11	特定再生可能エネルギー発電設備 (認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備) イ：太陽光発電設備（出力1,000kW未満） ロ：風力発電設備（出力20kW以上） ハ：地熱発電設備（出力1,000kW未満） ニ：バイオマス発電設備（出力10,000kW以上20,000kW未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3年度分	固	2/3	課税標準の特例	附則第15条第25項第1号 イ・ロ・ハ・ニ	附則第10条の2第10項から第13項まで
12	特定再生可能エネルギー発電設備 (バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。) バイオマス発電設備（出力10,000kW以上20,000kW未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3年度分	固	6/7	課税標準の特例	附則第15条第25項第2号	附則第10条の2第14項
13	特定再生可能エネルギー発電設備 (認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備) イ：太陽光発電設備（出力1,000kW以上） ロ：風力発電設備（出力20kW未満） ハ：水力発電設備（出力5,000kW以上）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3年度分	固	3/4	課税標準の特例	附則第15条第25項第3号 イ・ロ・ハ	附則第10条の2第15項から第17項まで
14	特定再生可能エネルギー発電設備 イ：水力発電設備（出力5,000kW未満） ロ：地熱発電設備（出力1,000kW以上） ハ：バイオマス発電設備（出力10,000kW未満）	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3年度分	固	1/2	課税標準の特例	附則第15条第25項第4号 イ・ロ・ハ	附則第10条の2第18項から第20項まで
15	浸水防止用設備	平成29年4月1日から令和8年3月31日まで	5年度分	固	2/3	課税標準の特例	附則第15条第28項	附則第10条の2第21項
16	特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	平成29年4月1日から令和6年3月31日まで	5年度分	固・都	1/2	課税標準の特例	附則第15条第32項（旧）	附則第10条の2第21項（旧）
17	緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日から令和9年3月31日まで	3年度分	固・都	2/3	課税標準の特例	附則第15条第32項	附則第10条の2第22項
18	浸水被害軽減地区内の土地	令和2年4月1日から令和8年3月31日まで	3年度分	固・都	2/3	課税標準の特例	附則第15条第36項	附則第10条の2第23項
19	雨水貯留浸透施設（償却資産）	令和3年11月1日から令和9年3月31日まで	なし	固	1/3	課税標準の特例	附則第15条第40項	附則第10条の2第25項
20	貯蓄機能保全区域の指定を受けた土地	令和4年4月1日から令和10年3月31日まで	3年度分	固・都	3/4	課税標準の特例	附則第15条第41項	附則第10条の2第26項
21	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅（家屋）	平成27年4月1日から令和9年3月31日まで	5年度分	固	2/3	税の減額	附則第15条の8第2項	附則第10条の2第27項
22	中小企業者等が認定先端設備導入計画に従つて取得した先端設備等	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	3年度分	固	0	課税標準の特例	附則第64条（旧）	附則第10条の2第27項（旧）
23	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第27項	第61条の2第1項
24	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第28項	第61条の2第2項
25	事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	なし	なし	固	1/2	課税標準の特例	第349条の3第29項	第61条の2第3項
26	大規模な修繕等が行われたマンション（家屋）	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで	翌年度分	固	1/3	税の減額	附則第15条の9の3第1項	附則第10条の2第28項
27	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した固定資産	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	5年度分	固・都	1/2	課税標準の特例	附則第15条第37項	附則第10条の2第24項

○税目の「固」は固定資産税、「都」は都市計画税を表します。

○読み方（例）No.25 令和5年4月1日から令和9年3月31日までに大規模な修繕等が行われたマンションは、家屋について翌年度分の固定資産税が1/3に減額されます。

○わがまち特例を受けようとする場合は、以下の書類をご提出ください。

- 1 わがまち特例の対象資産であることがわかる書類
- 2 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書（土地・家屋）
- 3 固定資産税の課税標準の特例に係る届出書（償却資産）

○上記の表No.20又はNo.25の適用を受けようとする場合は、別途ご相談ください。